省　令

○総務省令第百十四号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の規定に基づき、普通交付税に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年八月五日

総務大臣　片山　善博

普通交付税に関する省令の一部を改正する省令

普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表第一号中「平成十七年」を「平成二十二年」に改め、同表第二号中「平成十七年二月一日現在（沖縄県にあつては平成十六年十二月一日現在）」を「平成二十二年二月一日現在（沖縄県にあつては平成十六年十二月一日現在）」に、「平成十七年八月」を「平成二十二年八月」に、「その合計数が1の面積となるようにそれぞれ按分した数値」を「その合計数が1の面積となるようにそれぞれあん分した数値」に改め、同表第四号中「（道路法第十三条第一項に規定する政令で指定する区間（以下「指定区間」という。）内の道路で当該地方団体がその経費の一部又は全部を負担するものを含む。）及び新直轄高速道路（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第五条の規定に基づき、平成二十二年四月一日以前に開催された国土開発幹線自動車道建設会議の議を経た整備計画により、新直轄方式で整備することとなつた区間をいう。以下同じ。）で同法第七条第一項の区域の決定の公示及び同条第二項の供用開始の公示が行われたもの」及び「（路面幅員に延長を乗じて得た数値とする。）」を削り、同表第五号中「指定区間」を「道路法第十三条第一項に規定する政令で指定する区間（以下「指定区間」という。）」に、「新直轄高速道路」を「直轄高速道路（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第五条の規定に基づき、平成二十三年四月一日以前に開催された国土開発幹線自動車道建設会議の議を経た整備計画により、直轄方式で整備することとなつた区間をいう。以下同じ。）」に改め、同表第七号、第八号及び第九号中「によつてあん分したものを」を「によつて按分したものを」に改め、同表第十七号中「第五十一条の十」を「第七十一条」に改め、同表第十八号中「学校教育法第四十条」を「学校教育法第四十九条」に改め、同表第三十二号中「平成十七年二月一日現在（沖縄県にあつては平成十六年十二月一日現在）」を「平成二十二年二月一日現在」に、同表第三十三号中「平成十七年二月一日（沖縄県にあつては平成十六年十二月一日）」を「平成二十二年二月一日」に、「緑資源公団」を「独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。）及び特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。）」に改め、同表第三十四号中「平成十七年二月一日（沖縄県にあつては平成十六年十二月一日）」を「平成二十二年二月一日」に改め、同表第三十五号中「平成十五年」を「平成二十年」に改め、同表第四十号中「昭和四十六年度、昭和四十七年度」を「昭和五十五年度」に、「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改め、「、昭和五十二年度、昭和五十三年度」を削り、「昭和二十七年度」を「昭和五十五年度」に、「昭和三十四年度以後（荒廃林地復旧のための事業に係るものにあつては、昭和三十三年度以前）」を「昭和五十五年度以降」に、「によりあん分したものを」を「により按分したものを」に改め、同表第四十二号中「昭和五十四年度」を「昭和五十五年度」に改め、同表第四十三号中「平成二十一年度まで」を「平成二十二年度まで」に、「並びに平成二十一年度」を「、平成二十一年度」に改め、「平成二十一年度補正予算債」という。）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業、一般事業及び地域活性化事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額」の下に「並びに平成二十二年度において「平成二十二年度国の経済危機対応・地域活性化予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（平成二十二年六月十八日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成二十二年度国の経済危機対応・地域活性化予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（平成二十二年九月二十四日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）及び「平成二十二年度国の補正予算（第一号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十二年十一月二十九日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般補助施設整備等事業、一般事業及び地方道路等整備事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額」を加え、同表第四十四号中「減収補てんのため平成元年度から平成二十一年度まで」を「減収補**塡**のため平成二年度から平成二十二年度まで」に、「平成三年度減収補てん債」を「平成四年度減収補**塡**債」に、「平成四年度減収補てん債」を「平成五年度減収補**塡**債」に、「平成五年度減収補てん債」を「平成六年度減収補**塡**債」に、「平成六年度減収補てん債」を「平成七年度減収補**塡**債」に、「平成七年度減収補てん債」を「平成八年度減収補**塡**債」に、「平成八年度減収補てん債」を「平成九年度減収補**塡**債」に、「平成九年度減収補てん債」を「平成十年度減収補**塡**債」に、「平成十年度減収補てん債」を「平成十一年度減収補**塡**債」に、「平成十一年度減収補てん債」を「平成十二年度減収補**塡**債」に、「平成十二年度減収補てん債」を「平成十三年度減収補**塡**債」に、「平成十三年度減収補てん債」を「平成十四年度減収補**塡**債」に、「平成十四年度減収補てん債」を「平成十五年度減収補**塡**債」に、「平成十五年度減収補てん債」を「平成十六年度減収補**塡**債」に、「平成十六年度減収補てん債」を「平成十七年度減収補**塡**債」に、「平成十七年度減収補てん債」を「平成十八年度減収補**塡**債」に、「平成十八年度減収補てん債」を「平成十九年度減収補**塡**債」に、「平成十九年度減収補てん債」を「平成二十年度減収補**塡**債」に、「並びに平成二十一年度」を「、平成二十一年度」に、「基づき平成二十一年度減収補てん債」を「基づき平成二十一年度減収補**塡**債」に、「平成二十一年度減収補**塡**債」という。）並びに平成二十二年度において「平成二十二年度地方債同意等予定額について（平成二十三年二月二十三日付け総財地第二十六号及び第二十七号都道府県知事あて総務大臣通知）に基づき平成二十二年度減収補**塡**債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十二年度減収補**塡**債」という。）」に改め、同表第四十五号中「平成元年度から」を「平成二年度から」に改め、「、平成元年度において「平成元年度地域財政特例対策に対する起債許可予定額の枠配分額の決定について（平成二年三月三十日付自治地第六十一号都道府県知事あて自治事務次官通知）に基づき特別に発行を許可された地方債」を削り、同表第四十六号中「平成元年度から」を「平成二年度から」に改め、「、平成元年度において「平成元年度臨時財政特例債（普通会計分）に係る起債許可予定額の枠配分（最終分）について（平成二年三月三十日付自治地第六十六号都道府県知事、指定都市市長、港湾管理組合管理者あて自治事務次官通知）、「平成元年度臨時財政特例債に係る枠配分額（第一次分）の決定について（平成元年八月十五日付自治準企第百九十三号都道府県知事、指定都市市長あて自治事務次官通知）、「平成元年度臨時財政特例債に係る枠配分額（最終分）の決定について（平成二年三月九日付自治準企第六十一号都道府県知事、指定都市市長あて自治事務次官通知）、「平成元年度臨時財政特例債に対する起債許可予定額の枠配分について（平成元年八月一日付自治企二第八十九号沖縄県知事あて自治事務次官通知）、「平成元年度臨時財政特例債に対する起債許可予定額の枠配分について（平成元年八月十五日付自治企二第百十二号沖縄県知事あて自治事務次官通知）及び「平成元年度臨時財政特例債に対する起債許可予定額の枠配分について（平成二年三月六日付自治企二第三十三号沖縄県知事あて自治事務次官通知）に基づき特別に発行を許可された地方債」を削り、同表第四十七号中「平成二十一年度」を「平成二十二年度まで」に改め、同表第四十八号中「補てんする」を「補**塡**する」に、「減税補てん債」を「減税補**塡**債」に改め、同表第四十九号中「臨時税収補てんのため」を「臨時税収補**塡**のため」に、「臨時税収補てん債」を「臨時税収補**塡**債」に改め、同表第五十号中「平成二十一年度まで」を「平成二十二年度まで」に、「及び同項」を「、同項」に改め、「平成二十一年度臨時財政対策債」という。）」の下に「及び地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十二年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十二年度臨時財政対策債」という。）」を加え、同条第三項中「関係地方団体にあん分した数値」を「関係地方団体に按分した数値」に改める。